【奨学金貸与申請に提出していただく書類】

□	様式第１号　奨学金貸与申請書
□	様式第２号　保証人保護者家族調書
□	住民票謄本　（世帯全員）
□	在学証明書　（4月に取得したもの）
□	印鑑登録証明書　（連帯保証人（保護者））
□	印鑑登録証明書　（連帯保証人（第三者））

※連帯保証人は､生計を異にする第三者と保護者の２人が必要です。
※様式第１号の「連帯保証人」欄に記載するのは第三者の連帯保証人の方の情報になりますのでご注意ください。

《貸与開始まで》

申請者への奨学金貸与決定については、５月中旬頃に開催される奨学金貸与選考委員会において選考が行われます。

選考委員会において貸与決定となった場合、５月末までに八郎潟町と契約を締結し、６月から貸与開始となります。

奨学金の貸与は年２回に分けて行い、初年度は６月に４ヵ月分、１０月に６か月分を、２年目以降は４月と１０月にそれぞれ６ヵ月分ずつ振込みとなります。